

## 住民の同意なしの区画整理の「盛土」は違法！（原告弁護団） 国と区に“工事差止と損害賠償を求めた第三次訴訟”の第2回口頭弁論

18班の土地の所有権は住民にあり勝手に盛土は出来ない（弁護団）  
区画整理地は河川地域だから国の権限で権利制限できる（被告側）

5月20日（土）午前11時半から、霞ヶ関の東京地方裁判所103号法廷で「工事差止と損害賠償」を求めた第二次訴訟の第2回口頭弁論が行われ、83名の傍聴者で法廷はほぼいっぱいになりました。

第1回の口頭弁論（2月22日）から今回の第2回の期日まで、被告の国と区はなんと3ヶ月間の準備期間を求めています。これは18班の盛土工事をその間に、どんどん進め、既成事実化を図るため、わざと裁判を遅らせる卑劣な方策を取ったものと思われまます。

西島弁護士は、国が「スーパー堤防は必要」と主張しているのは、江戸川河口から13・1km地点（市川橋辺り）で、流量が5875m<sup>3</sup>/秒（H22年の計画）になると破堤する、としている。しかし、H24年の国の数値は4715m<sup>3</sup>/秒しか流れない、となっているのに何故か、と詰寄り、流量の数値を示すよう求めました。

小島弁護団長が「区画整理法に基づくスーパー堤防特別区域は、整備が完了すると河川区域となり権利制限が発生するが、その前では盛土する権限がどこにあるのかさっぱり分からない」と批判。それに対し、被告（国交省）は、スーパー堤防設置に当たり同意は必要ない。何故なら河川区域だからだ、としました。

これに対し、小島弁護士は「それは工事が終わってからのことだ」と反論。↓

### 新区議会へ2種の陳情書を提出してきました。

5月18日（月）、私達「考える会」は、戸口委員長ら役員3人と江戸川区議会事務局を訪れ「都市計画道路補助283号線の拡幅に反対」と「スーパー堤防事業は中止し、急がれる内水氾濫対策の優先を求める」の2つの陳情を提出してきました。

↓被告の国は、それに答えられず「書面を出して」と引き延ばしその場しのぎをし、傍聴者の失笑を買いました。

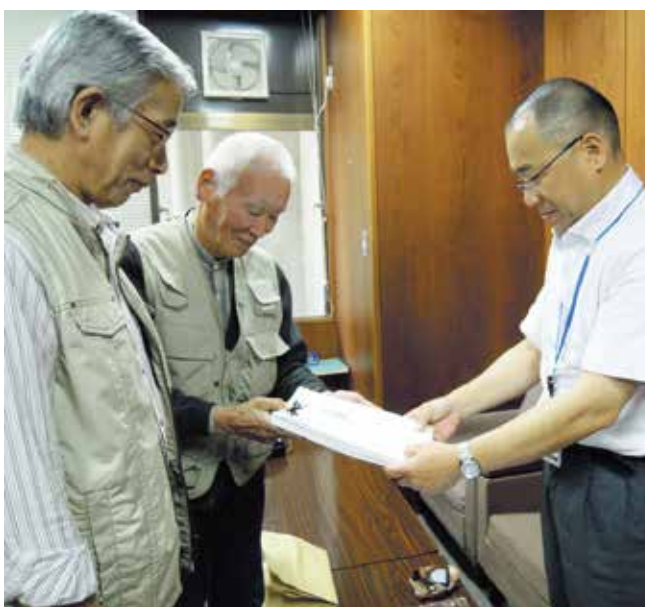
このように、国が工事をするための権限（①河川法と②土地区画整理法の2つ）は何か、が今回の争点になりました。しかし、小島弁護団長の追及で被告は、河川法では争わない、と主張を取り下げました。

その後、場所を参議院議員会館に移し、報告集会が行われ、弁護団から今日の裁判の概要報告がなされました。

新しく当選した江戸川区議会議員たちも一人一人紹介され、挨拶をしました。



報告する小島弁護団長と西島弁護士（左）・大江弁護士（右）  
参議院議員会館 B-109会議室



区議会事務局に陳情書を手渡す戸口委員長（中）  
と秋山運営委員（左）